

パブリックコメントの結果について

2006年5月18日
知的財産戦略推進事務局

1. 実施期間

2006年3月8日(水)～3月29日(水)

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産推進計画2006の策定に向けて、「知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項」について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

3. 提出された意見

合計1,660件(うち団体57件)

- ・コンテンツ分野の意見(複数分野に渡るものを除く): 1,452件
うち、CD等の再販問題に係る意見: 1,309件

4. 主な意見の概要

主な意見は、別紙のとおり。

(参考) 意見提出のあった主な団体等：

- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本弁理士会
- ・ 北海道庁
- ・ 電子情報技術産業協会
- ・ 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会
- ・ 日本機械輸出組合
- ・ 日本種苗協会
- ・ 製薬工業協会、バイオインダストリー協会
- ・ 日本製薬団体連合会
- ・ 日本音楽著作権協会
- ・ 日本書籍出版協会、日本雑誌協会
- ・ 日本芸能実演家団体協議会
- ・ J A P A N デジタル流通推進協議会
- ・ 日本レコード協会
- ・ 日本レコード商業組合
- ・ ネットラジオ準備会
- ・ 日本音楽作家団体協議会
- ・ ロージナ茶会
- ・ 日本アイビーエム
- ・ K D D I
- ・
- ・ 日本知的財産協会
- ・ 日本弁理士政治連盟
- ・ 情報通信ネットワーク産業協会
- ・ ビジネス機械・情報システム産業協会
- ・ 知的財産国家戦略フォーラム
- ・ 農林水産先端技術産業振興センター
- ・ A T F 全国質屋ブランド品協会
- ・ デジタルコンテンツ協会
- ・ 音楽出版社協会
- ・ 日本俳優連合
- ・ 著作権教育フォーラム
- ・ 日本作詞家協会
- ・ 日本音楽著作権家連合
- ・ 日本商品化権協会
- ・ 西村ときわ弁護士事務所
- ・ キリンビール
- ・ アップルコンピュータ
- ・ ビービーケーブル

主な意見の概要

1. 全般

- ・ 中長期的な視点に立って、制度の安定的な運用・活用を行い、その経験や結果を次の見直しにフィードバックしていくことがより重要。制度の運用・活用の評価に活動の重点を移していくことが期待される。
- ・ 推進計画2006策定に当たっては、これまで策定された諸施策について実施状況をしっかりとフォローし、見直すべきところは速やかに見直す(軌道修正する)ことが重要。
- ・ 官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策、官民協力して取り組むべき施策を区分し、専ら民が取り組まなければならない施策については、民の自主性に任せることが重要。
- ・ 知的財産推進計画を通じ、いくつもの権利強化が行われてきたが、この影響についてあまり報告が為されていない。権利を強化した場合や制限した場合について、3年ごとに状況の調査を行うことを義務づけることを提案する。この調査主体は官公庁、もしくは第三者機関とするべき。
- ・ 知財戦略は、始まったばかりであり、さらに長期的に推進して行く必要がある。知的財産本部機能の恒久化を今から視野に入れて検討すべき。

2 . コンテンツ

【全般】

- ・ 2006 年度にコンテンツビジネスの基盤整備を完成させ、2007 年度からはコンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けた攻めの改革をさらに推進すべき。
- ・ コンテンツ創造サイクルの活性化のためには、コンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、その活用を図るための方策を考えると、バランス感覚が必要。
- ・ コンテンツの振興についての提言では、デジタルコンテンツにのみ目が向けられており、文芸・コミックをはじめとする出版物等のアナログコンテンツについての目配りが不十分。振興すべきコンテンツの例示には、「出版物」も是非加えるべき。
- ・ 日本発のビジネスモデルを構築するため、政府はソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべき。
- ・ 映像産業クラスターの整備をコンテンツ産業振興政策の重要な課題として位置付け、産学官一体となった取組みを推進すべき。
- ・ デジタルコンテンツの創作、流通、利用のサイクルを早める仕組み(任意の登録制度、指定登録機関を設置等々)の創設。

【再販制度】

- ・ 事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組みを政府は奨励すべき。
- ・ 日本の音楽文化発展のため著作物再販制度は維持されるべき。
- ・ わが国が実現している豊かな音楽環境を拡大し、そこから新たな創造の芽を育て、知財立国の柱とするために、著作物の再販維持を知財推進計画に盛り込むことを要望する。
- ・ 公平公正な市場形成を国是とする日本において、一部商品だけ例外的な処遇を行うのは法の平等主義に反する。公正取引委員会は早急に著作物の特殊指定扱いを廃止すべき。日本はITインフラ大国であり、デジタル配信により現行の流通制度の地域格差は全く意味の無い課題であり、既に物理的には解消済み。
- ・ 再販制度が廃止されると、多種多様なCDを提供するレコード専門店が、地域、規模の大小を問わず存立が困難になり、消費者は音楽鑑賞の手段を得られなくなる。再販制度は絶対に存続することが音楽愛好家(消費者)のために必要。
- ・ 音楽文化はみんなの財産。制作意欲を無くすような制度の上に真の音楽文化は生まれない。著作物再販制度は維持すべき。
- ・ 再販制度が廃止された場合、音楽作家にとっては、収入が不安定となり、作品発表の場の喪失、実績のない新人作家は育つ機会を奪われてしまう。音楽作家が創作

- に専念できる基盤のためにもなくしてはならない制度。
- ・ 音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしている為、音楽用CDにおける再販制度の存続を希望する。
 - ・ CD再販制度が廃止された場合、商業的に成り立ち難い、伝統音楽、民族的楽曲、古典的宗教楽曲等売れ筋以外の楽曲作品群についても、本当に価格が下がるのか、消費者の立場からは甚だ疑問である。
 - ・ 再販撤廃に反対。地方の専門店、小型店では価格対応が出来ず、閉店に追い込まれる。ひいては子供たち、老人、ITを使えない消費者は、音楽鑑賞ができなくなる恐れが考えられる。
 - ・ 日本においてはレンタルCDという大変安価な手段での音楽供給形態があるので、もしも再販撤廃ならばレンタルCDも撤廃しなければフェアではない。世界で例を見ないレンタルCDの存在の大義名分は「日本では音楽CDが再販制度で守られている為、消費者に安価での音楽供給が可能ではなく、レンタルCDがその代替として機能を果たす」ということだから。
 - ・ 日本のアナログレコードやCDの価格は理不尽に高すぎる。最近ほとんど新しいCDは買っていない。業界のみを保護する再販売価格維持制度などもってのほか。
 - ・ 本パブリックコメントにおいて、「CD再販廃止」の項目に反対するレコード業界らの「組織票」が投じられているという話がある。パブリックコメントは多数決の場でない。再販制度については、現在の市場においてどのような影響を及ぼしているのかの実態調査を踏まえ、特に音楽レコードについては還流防止措置との二重保護を考慮し、冷静な議論の上で判断すべき。
 - ・ 今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本ただ一国であり、還流防止措置に加えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全く例の無い過剰保護と言わざるを得ない。
 - ・ 「文化の発展」において、この様な競争に晒されない過保護な状況下で、日本発の良いコンテンツを生み出せる可能性は極めて低いと考える。再販制度は文化の発展を阻害する物ではないか？
 - ・ ほぼ全ての「特殊指定」に関して、全面的に反対。新聞、出版の再販制度、音楽CDの再販制度等、現在では一部既得権者の利益を保護する働きしかしておらず、逆に新規業者等の活動を妨げる。
 - ・ CD書籍雑誌新聞等の再販も特殊指定もぜひ廃止してすべき。ただし書籍は学術書研究書のみ利益がでないものも再販特殊指定は存続してもいいが、新聞は即刻廃止にすべき。値引き販売等や再販制度を悪用して悪質なセールスをはびこらせる温床になっている。
 - ・ CDだけ廃止だなんて、狙い撃ちしないで欲しい。マスコミ、新聞・出版の再販制度と

特殊指定も廃止すべき。

【集中管理】

- ・ 映像実演やレコード等業界における著作権等管理事業制度の活用を政府は支援すべき。
- ・ 複数の著作権管理団体の管理権利情報を一括して検索できるシステムを構築すべき。
- ・ 従前はプロだけが携わってきたコンテンツ配信等にもエンドユーザーが関与し得るといった状況にまで変化してきている。今のところ、個人がレコードの音源等をインターネットで配信することは、技術的には可能であっても、それを許諾するシステムが用意されていないため出来ない。コンテンツ流通におけるモラルハザードを防ぐ意味でも、許諾を求める声があるうちに JASRAC 等の管理団体が対応できるよう業務を改善すべき。
- ・ 社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) は、透明性の高い NPO 法人などとして再構築して、著作者、利用者、エンドユーザーに利便性の高い団体へと生まれ変わるべきである。
- ・ 著作隣接権のワンストップ許諾機構の設立を望む。

【コンテンツ流通の促進】

- ・ ユビキタス時代におけるコンテンツ流通を円滑にすべく、利用者および権利者は、様々な映像コンテンツのブロードバンド配信に係る合意形成に向けた取組みをより一層推進すべきであり、政府はそうした取組みを奨励・支援すべき。
- ・ 違法なコンテンツを排除し適法なコンテンツを流通させるとともに、ユーザーに対する著作権についての啓蒙を強化することを通じて、コンテンツの違法な利用を防止し秩序ある利活用を促進すべき。
- ・ 政府向けコンテンツについては、受託者または請負者にその成果物に関する知的財産権を帰属できるよう法改正がなされているが、政府向けソフトウェアの開発事業についても知的財産権の帰属を受託者または請負者にすることができるようになるべき。
- ・ 市場の活性化を図るためには、エンドユーザーの支持を得られるような提供サービス規格・仕様を用意する必要がある。現状としては、エンドユーザーの利便性を無視し、コンテンツ業界の都合だけで規格・仕様を一方的に決定し押しつける例があまりにも多い。その結果、まったくエンドユーザーの支持が得られず市場形成を達成できないものも続出している。
- ・ 現在の日本のコンテンツ業界において、有力コンテンツホルダーの多くが「権利行使」と称して配信事業等の新しい流通を妨害している。コンテンツホルダーの同意な

くして流通を可能とする強制許諾制度などを検討されたい。コンテンツホルダーと流通事業者との当事者同士の話し合いに委ねるだけでは不十分。

- ・ 音楽配信競争上の身勝手な考えにより音源提供を拒む例が続出するなか、正当な価格競争・サービス競争へと導くために対策を打たねばならない。差別的許諾の禁止や、場合によっては強制許諾制度の導入などを検討すべきである。

【海外展開】

- ・ 政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作を支援するとともに、国際展開に係る知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取組みを奨励・支援すべき。
- ・ 政府は、コンテンツポータルサイトの構築および運営について支援するとともに、中小企業のコンテンツの掲載や海外発信のための複数言語化を支援する等、民間の取組みを補完する形で官民一体となった取組みを推進すべきである。
- ・ アジアにおける相互理解促進およびアジアコンテンツ流通の拡大に向け、コンテンツポータルサイトを核とした「アジアコンテンツ情報ネットワーク」(仮称)の構築に向けた検討を進めるべきである。
- ・ ジャパン・コンテンツの顕彰、海外発信、国際展開を強化するとともに、地域活性化・集客交流を推進する観点から、政府はこうしたイベントの機能強化を支援するとともに、関係業界は各イベントの連携・融合も含めた抜本的強化に向けた取組みを進めるべき。
- ・ 日本の優れた著作物を世界に普及するためには、優秀な翻訳者の存在が不可欠。
- ・ 日本のレコード会社は、自社が権利を保有する日本の楽曲を日本国外の人に聴いてもらう努力を十分に行っていない。「世界への発信を強化する」との政策目標を実現するためには、レコード会社以外の者が日本の大衆音楽を世界に向けて発信できるような環境作りを行うことが有効。

【業界の合理化・近代化、クリエイター等の保護】

- ・ 作品を創造・制作する事業組織と実演家の「現場就労」の契約条件と「作品再利用」の契約条件を職業継続が持続可能な適正なものとする必要がある。
- ・ 作品を創造・制作する事業組織と実演家との間で、出演についての基本ルールとしての約款を策定する必要がある。
- ・ コンテンツ制作者を搾取から保護するための労働法的な仕組みが必要ではないか。
- ・ クリエイターが創作に専念できる環境が整わなければ、コンテンツ創造は続かない。コンテンツ制作現場において最低賃金を保証するなど、その制作者の生活を支えることが必要なのではないか。
- ・ クリエイターとエンドユーザーの間に様々な人々が入り込み、その結果、エンドユー

ザーがコンテンツの対価として支払った金額のごく一部しかクリエイターに届かないのが現状。中間者の介在をなるべく少なくし、エンドユーザーが支払った対価がクリエイターに届くまでの間で失われてしまう割合をなるべく小さくするような方策を考えてほしい。

- ・「コンテンツビジネス振興」の国家戦略を掲げていながら、俳優などの映像実演家には、未だに経済的な権利を付与していない。創作者保護の観点から法改正および実演家への権利付与を早急に検討し、具体的な対策を明記すべき。
- ・我が国の現行著作権法では視聴覚固定物に関する実演家の権利が確立されていない。国内法を整備すると共にWIPOの映像実演の保護に関する条約の早期締結を望む。
- ・消費者が著作権料として支払った金額が作曲家や演奏者に正当に還元されない場合も多く見受けられる。現在の情報技術に相応しい著作権管理システムを早急に導入して、利用された音楽創作物の著作権料がきちんとその作品の作者に還元されるように改善する必要がある。

【紛争処理】

- ・コンテンツに関するあっせん・裁定制度の改善に取り組むべき。
- ・法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、結論を得るべき。

【盗み撮り対策】

- ・劇場内で上映中の映画作品を盗み撮りすることは、著作権法上は、私的利用目的であれば盗み撮り行為自体は著作権侵害に当たらない可能性がある。実効ある取締りに向け、法的な措置も含めた検討が望まれる。

【フィルムコミッション】

- ・ロケーション撮影について、撮影許可のあり方を見直し、各地のフィルム・コミッションに撮影許可申請の窓口を一元化する等の措置を講じるべきである。また、フィルム・コミッションの機能充実を促すため、運営補助策を検討すべき。

【コンテンツ制作の資金調達】

- ・優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充するとともに、多様な手段による資金調達が可能となるように民間の金融・資本市場の整備を進めるべき。

【コンテンツ支援税制】

- ・ デジタル化時代に適応したコンテンツの制作・流通を進めるためには、多額の設備投資が必要であり、資金調達力に限界があるコンテンツ業界にとって税額控除制度・特別償却制度等の税制上の支援措置が不可欠。

【ゲームソフト流通】

- ・ 中古流通問題の解決には、消費者の利益に配慮しつつ、中古ソフトの販売によって得られた利益について開発者に還元される仕組みが必要であり、政府は、そのための仕組みの構築に向けてゲームメーカーと流通事業者による協議を支援し、有効な解決策を見出すよう奨励すべき。
- ・ ゲームソフトについて、コンテンツ産業を支える制作者への適正な報酬が確保されるような実効性のある法的枠組みの整備が早急になされるように、推進計画に中古ゲームソフト流通の問題を盛り込んでいただくことを要望する。

【コンテンツ統計の整備】

- ・ 政府はこうしたコンテンツに係る統計を早急に整備するとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取組みを支援すべき。

【ライブエンターテインメント】

- ・ 「観光立国」日本が世界に誇れる観光拠点として、観光基本法において、ライブ・エンターテインメントを重要な集客資源と位置付けた上で、ライブ・エンターテインメントを集中的に体験できる集積地の構築を規定し、法制、税制、金融、税制等の関連施策を集中的に講じるべき。
- ・ ライブ・エンターテインメント産業の活性化のみならず日本の観光産業の振興のためにも、特区制度の活用等も含め、その核となるカジノに係る法整備の検討を進めるべき。
- ・ ライブ・エンターテインメント産業の振興、活性化を図るために、ライブ・エンターテインメント産業振興法(仮称)を制定し、関係省庁・自治体が連携して施策を進める必要がある。
- ・ 劇場の公益性に鑑み、日本においても、一定の地域へのライブ・エンターテインメント施設の集積を誘導、促進するために「劇場法」を制定すべきである。
- ・ ライブ・エンターテインメント産業活性化のための集積を構造改革特区として設定すべき。

【コンテンツ関連人材】

- ・ ビジネス・プロデューサーを育成するプログラムおよび社会人(現役プロデューサー)の再教育プログラムを整備した大学や映像産業振興機構等が行う事業について、

政府はより一層支援すべきである。

- ・ ポピュラー音楽や演劇といった分野においては、体系的に知識や技術を習得するためのプログラムが不足している。国際レベルの人材を育成するためには、パフォーマンス技術を学問的に研究、体系化するプログラムや、実技を習得するプログラムを設けた大学等の設置につき政府は支援すべきである。
- ・ プロデューサーやクリエイター、技術者といった異なる職能や、映画、放送、アニメ、ゲーム、音楽といった異なるジャンル等、複数の領域に精通した人材は、複数の領域にまたがる課題や新たなビジネスモデル構築に向け重要な役割を果たし得る。政府はこうした融合人材の育成に向けた取組みを支援すべきである。同時に、大学の研究者が研究成果を発表し、産業界がその成果を活用してビジネスにつなげる等、大学・研究機関やクリエイター、民間企業等が情報共有できる場を設けるべきである。
- ・ アメリカでは批評家・評論家がエンターテインメント・コンテンツへのゲートキーパーとして、読者に対する高品質の視点を提供している。こうしたゲートキーパーを育てるため、映像産業振興機構等は、批評家・評論家の検定制度を検討するとともに、ゲートキーパーの育成・研鑽の機会を提供すべきである。こうした取組みに対し、政府は支援すべきである。
- ・ 租税条約において源泉地国免税とされている外国芸能法人についても、租税条約実施特例法により、いったん国内興行主が源泉徴収を行った上で後日、請求により還付することとされており(租税条約実施特例法第3条第2項、第3項)、事業者の収益を圧迫している。租税条約上の免税芸能法人に該当する場合は源泉徴収を免除するか、簡易な手続きで迅速に還付がなされるよう租税条約実施特例法を改正すべき。
- ・ 芸術家の就業後の能力充実、能力拡大、職業移転などの能力開発についてはまだまだ不十分。芸術家等のためのキャリア・サポートセンター機構を検討し、その実行を支援する必要がある。
- ・ 知財立国の要である知的財産を創造するクリエイターを増やすため、税制改正や留学制度を導入されたい。

【アーカイブの積極的活用】

- ・ 政府は、文化資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化を積極的に支援すべき。併せて、東京国立近代美術館フィルムセンターや財団法人放送番組センターの機能を拡充するとともに関連する活動を支援すべき。
- ・ コンテンツの制作に係る美術や道具、背景画等の散逸を防ぐとともに、データベースに集約化してアーカイブとして整備し、コンテンツ・ポータルサイトの将来的な活用も含め、作品の制作者が利用しやすくすることについて、国は支援すべき。

- ・ テキスト関連のデジタル・アーカイブ育成政策を、新たに盛り込むべき、併せて、デジタル・アーカイブ拡充の阻害要因となる著作権保護期間の延長には、慎重に対処すべき。
- ・ 「コンテンツのアーカイブ化」は積極的に進めていただきたい。特にフィルムセンター所蔵の映画作品については(著作権が切れていたり、権利者の許諾が得られたものなら)インターネットでの配信も可能とするのが望ましい。国立国会図書館のデジタルアーカイブと連携してサービスが行なえれば充実したものになることだろう。国民共有の財産とも言える NHK 制作番組についても、番組のアーカイブをネット配信できるように整備することが望ましい。

【著作権制度】

著作権法体系

- ・ 新たな著作権法体系の構築に向けて国民的議論を推進すべきである。
- ・ 著作権においては、著作物の利用に関する一般的な権利が法律上規定されていない。今後、著作権ビジネスを発展させていく上では、法的に明確な位置付けがなされた「著作物利用権」を整備していくことが必要。
- ・ ここ数年の著作権法改正に関する議論をみると、商用目的と、芸術目的の両方を同時に達成しようとするために、そのいずれの目的の達成も十分にならないという状況があるように思われる。著作権法第75条にすでに存在する登録制度を活用し、創作者の目的に応じて、著作物を商用著作物と芸術著作物のいずれかを選択できるようにし、それぞれの目的に適合的な保護制度を準備すべきである。
- ・ コンテンツのデジタル化、コンテンツ流通のネットワーク化及びブロードバンド化、IP マルチキャスト放送に代表される放送と通信の融合等メディアの多様化などを踏まえ、従来の複製禁止を原則とする考え方から、新しい時代に対応した利用許諾を前提とした著作権制度のあり方も視野に入れた検討を、是非ともお願いしたい。
- ・ 「知的財産推進計画 2004」では、出版物の『版面権』についての検討が記述されていたが、同計画 2005 では、この項目は削除されてしまった。しかし、出版界では、この版面に係る権利(= 出版者の著作隣接権)法制化は長年の悲願。是非とも「出版者の権利」の創設に関する項目の復活をお願いする。

著作物の活用促進

- ・ 著作物を使用したいと考えた利用者にしてみれば、権利者が不詳であるため、使用許諾交渉先が存在せず、結果的に活用がすまないとこの経済的目的および文化的目的のいずれをも阻害するような状況が生じている。周知されているが作者不詳の作品について、一定の要件のもとに、文化庁長官による公有宣言を可能とし、ひろく著作物の活用を促進すべき。

- ・ 個人によって行われる商用目的ではない二次創作活動について、原作品の権利者が法的措置をとる前に、一定の手続による事前警告を著作権法上で義務付け、二次創作活動を行う者が不意に訴訟の対象とならないような措置を講ずるべき。
- ・ 音楽分野では、インターネットでの利用の際、個人・非営利団体の二次利用が著作権隣接権に阻まれている。インターネット時代に見合うよう抜本的な著作権法の見直しを加えることを提案する。
- ・ 自らその創作を公有に帰するものとする行為に対して、著作者人格権が放棄できないとしてこれを認めないとする者が少なくない。これは創作者からすれば実に遺憾な議論であり、誰にも利益をもたらさないものである。この問題は、著作者の意思表示があれば、著作者人格権も消滅する、と明示的に法に規定をおくことで解決できる。

IPマルチキャスト

- ・ IPマルチキャストによる放送の同時再送信に関する著作権法上の扱いについて早期に明確化すべき。
- ・ IPマルチキャストを用いた地上デジタル放送の同時再送信について、送信可能化権の数中管理事業を奨励し、実演家及びレコード製作者の権利を適切に保護することが必要。
- ・ IPマルチキャスト放送を有線放送に位置付ける法改正が実演家の権利の剥奪にならないようにしていただきたい。
- ・ 地上放送等の同時再送信を実現するためには、著作権法上の課題として、IPマルチキャスト放送の位置づけを有線放送と同じにすることが必要。
- ・ IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについて、有線放送と同様の扱いとすることが検討されているが、IPマルチキャストを含むネットワーク上のコンテンツ流通促進支援は許諾権の適切な集中管理によって実現されるべきであり、権利の切り下げにつながる法改正等を検討することは、知的財産の保護の促進という「知的財産推進計画」の理念に反する。

還流防止制度等

- ・ 「知的財産推進計画2005」に記載されている模倣品・海賊版に対する水際での取締り強化のための「侵害判断・差止めを専門的かつ簡便・迅速に行う制度の確立」について、2004年散々騒がれた還流盤等の輸入権・輸入差止申立に係る対象レコードに付いて言えば全く遂行されていない。
- ・ いわば「権利の上乗せ」実現のために、限られた税関調査能力を使っていることは、他方で明らかな権利侵害である模造品・海賊品の流入が続いている状況では、再考すべきである。日本のレコード会社は輸入権＋再販制度という二重保護に守られ、ぬくぬくとしている状態であり、これでは競争の見地から見ても日本の文化を世界に

向けて発信するという事は不可能である。輸入権の撤廃を希望する。

私的録音録画補償金制度

- ・ 私的録音録画に関する法的枠組みを抜本的に見直し、具体的結論を得るべき。
- ・ 許容される範囲を超えている私的使用のための複製に関わる法制度の抜本的見直しを、知財推進計画に盛り込むべき。
- ・ 私的録音録画補償金制度はデジタル技術を活用した著作物の複製のコントロール、対価徴収の仕組みが実現できなかった当時の状況下で制定されたものであり、技術の進歩により、著作物の保護や利用者からの直接の対価徴収が可能となる中、もはやその使命を終えつつあり、近い将来の廃止に向けた議論を加速すべきである。
- ・ 私的録音録画補償金制度については、既に破綻を来たしており速やかに廃止することを望む。
- ・ この制度は発足時も含め制度自体が非常に粗雑な仕組みであり、公平、公正さに欠けている。廃止すべき。
- ・ 制度の廃止によりDRM等の技術導入に要する費用、私的録音の都度ユーザーが負担しなければならない使用料は、現在の補償金の額を上回ることが予想される。諸外国の補償金支払い義務者はメーカーであり、支払い義務者をメーカー、輸入業者へと変更することが合理的。
- ・ 私的録音録画補償金は、デジタル時代にふさわしくなく、不公平。私的録音録画補償金を可及的速やかに撤廃することを求める。

著作権の保護期間の延長

- ・ 著作権の保護期間を欧米並み(死後 70 年)に延長すべき。保護期間延長の問題を経済面から議論してはならない。相互主義は国際ルールの大原則。
- ・ 著作権の保護期間の延長に関する検討を合わせて、著作隣接権の保護期間の延長に関する検討を開始することが必要。
- ・ 権利期間を延長する場合には、延長する根拠としてこの延長によってどれだけの利益が見込まれるのか、延長によって失われる機会、利益等はどの程度かを調査した上で、延長にメリットが大きいと考えられる場合にのみ、行われるべきであろう。特に、延長によって、全ての著作物についてある程度メリットが得られると考えられる場合でなければ、全体的に延長するべきではない。
- ・ 著作権の期間を延長することによって、利益を確保できるのは、ディズニーなどの一部企業だけ。多くの国民は、一定期間を経過した著作物を自由に使用する権利を剥奪される。現在の著作権保護期間のままで問題はないはず。
- ・ 権利者(著作者や、出版公開などにたずさわる業界)だけでなく、利用者(読者など)の意見を十分に調査すべき。著作権保護期間を延長することは、文化の継承や積

み上げを阻むことになりかねない。

- ・ 保護期間の延長は、コンテンツ産業による文化的所産の寡占化・死蔵を招く事になり、断固反対。
- ・ 著作権の期間をこれ以上延長する場合には、一定期間が過ぎた著作物に関しては、著作権は登録制とし、登録をした著作物のみ著作権が延長されるという仕組みにすべきだと思います。そして登録のさい、5～10万円ほどの登録料を徴収することになれば、まだまだ利用されているものの著作権は延長され、それ以外はパブリックドメインに入り、多くの人々の自由な利用が可能になるという、バランスの取れた状態をつくり出すことができる。
- ・ 著作権保護期間の単なる延長反対。代わりに著作権法におけるフェアユース規定の明文化が必要。

デジタル著作権の権利侵害

- ・ デジタル著作権の権利侵害に対する損害賠償制度の見直しは急務。

ファイル交換ソフト

- ・ ファイル交換ソフトを利用したダウンロード行為に対する私的利用の例外の範囲の見直し等について、より踏み込んだ記載が盛り込まれるべき。

間接侵害

- ・ 間接侵害規定を創設することに関してむやみに著作権保護に傾くことは技術進歩の観点から危険である。単に悪用の可能性があることを予見できたことのみを理由として、開発者に責任を負わせるべきではない。

権利の付与

- ・ 商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」について、レコード製作者に「レコード放送権」(許諾権)を付与することが必要。

私的複製

- ・ 私的使用目的の複製については、範囲の明確化などに関する検討が進められることとされているが、検討の前提となっている「実態」について、十分な把握がなされているとはいいがたい。
- ・ コンテンツに認められるべき「私的使用」の範囲を明らかにすべく、国際条約との整合性もふまえて、権利者、利用者その他利害関係者による根本的な議論を促進すべき。

権利制限

- ・ 著作権分科会の報告において、出願人への送付を目的とした審査官による非特許文献の複製等について、権利制限の規定を設けるのが適当との方向が打ち出されており、できるだけ早い段階で、国会に法案を提出すべき。
- ・ 特許審査に係わる非特許文献の著作権の権利制限を強く望む。
- ・ 著作権分科会で著作権法改正の必要性が認められた「薬事法に基づく行政官庁へ提出するための複写」について、本年度内の法案提出を本知財推進計画に明記すべき。
- ・ 推進計画2006において、「著作権法の権利制限規定の見直し作業を継続審議し、06年度中に具体的な対応策(法改正を含めて)を構築する(文部科学省)」という内容を明確に記載することを要望する。
- ・ 文化審議会著作権分科会では、特許申請・薬事行政に関して著作権制限規定を改正し、制限を拡大するという結論がだされているが、将来この結論に沿って法制化が行われる際には、各国法制との比較、ベルヌ条約との整合性を十分吟味する必要がある。

技術的保護手段

- ・ 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制について、保護技術等に反応しないいわゆる「無反応機器」を法による規制の対象とすることは、大きな問題を惹起する。推進計画2005にある「無反応問題等」についての記述は、削除すべき。
- ・ アクセスコントロールを、著作権法で保護する「技術的保護手段」に含めることには反対である。著作権法はもともと知覚(アクセス)することに対して規制を加えるような趣旨のものではない。また、知覚を制限すること(正確には、アクセスコントロール回避による知覚を制限すること)は国民の「知る権利」を侵すことにつながる考え方である。

【デジタル時代に対応した新たな著作権制度の在り方】

- ・ デジタルコンテンツの円滑な利用・流通の促進のため、包括的かつ横断的な法制度(デジタル・コンテンツ法)を制定すべき。簡便な登録制度の導入、裁定制度・仲裁制度の適用、フェア・ユースの規定化等の督促の見直し等を盛り込むべき。
- ・ デジタルコンテンツの創作、流通、利用を促進するための新たな仕組みに対するニーズ及び仕組みの具体的内容について、産・官・学・法曹の各界有識者による議論を早急に深める必要がある。具体的内容の立案に当たっては、任意の登録制度、(電子的登録)、指定登録機関、ビジネスサイクルにあわせた保護期間等を重視すべき。
- ・ 著作権法75条の登録制度を活用し、創作者の目的に応じて、著作物を商用著作物

と芸術著作物のいずれかを選択できるようにし、それぞれの目的に適合的な保護制度を準備すべき。

- ・ コンテンツは登録制、5年ごとの更新(20回までで政策的に決定)、登録・更新費を徴収、デッドコピー、複製の禁止等を盛り込む。

【コンテンツ版バイ・ドール】

- ・ 政府向けコンテンツについては、受託者または請負者にその成果物に関する知的財産権を帰属できるよう法改正がなされているが、政府向けソフトウェアの開発事業についても知的財産権の帰属を受託者または請負者にすることができるようにすべき。
- ・ 政府向けソフトウェア調達契約についても受託者又は請負者に知的財産権を帰属できるようにすべきである。

【技術規格の標準化】

- ・ 規格の標準を一本化することには反対である。むしろ複数の標準を並行して立てる方が将来性を保証できるだろう。

【情報アクセス機会の確保】

- ・ 映像提供のユニバーサルデザイン化を政府は支援すべき。
- ・ 障害者の情報アクセス機会確保・拡大に関する項目を設けるべき。

【「青少年保護」目的等と称する表現規制】

- ・ ゲームソフトの年齢別レーティング制度を支援するとともに、ユーザーへの周知および、青少年の心身発達に与える影響についての調査を進めるべき。
- ・ 言論の自由・表現の自由・思想の自由を奪うようなコンテンツ規制には、断固反対致します。
- ・ 青少年の健全育成と称して公権力がコンテンツの規制を図ったり、自主規制を促すような圧力を加えることは絶対に認めるべきではない。
- ・ インターネットやメディアのコンテンツに有害性があり、少年犯罪を助長しているとの事だが、少年犯罪は増えておらずむしろ減少傾向である。

3 . 日本ブランド

- ・ 日本の国際的な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め、長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描いていただきたく、このことを十分に意識・認識した検討を進めていただきたい。
- ・ 地域ブランド構築における知財サイクルを確立する。

(参考)

「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集

知的財産戦略本部では、これまで3年間の知的財産基本法の施行状況の検討を行い、2006年2月24日に開催された第13回本部会合において、今後3年間で知的財産立国の実効を上げる期間と位置づけて、引き続き官民一体の取組を継続していくこと等を決定いたしました。

これを受けて、政府では「知的財産推進計画2006」の策定に向けて、「知的財産推進計画2005」の見直しの作業を開始いたしました。

つきましては、知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項について、国民の皆様から幅広くご意見を募集いたします。ご意見は、下記の要領にてご提出いただきますようお願い申し上げます。

皆様から寄せられたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。なお、いただいたご意見の全てを計画に盛り込むことができない場合がございますので、予めご了承ください。

記

1. 募集期間

平成18年3月8日(水)～平成18年3月29日(水)午後5時

2. 意見募集対象

知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項

参考サイト

知的財産推進計画2005:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html>

知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060224housin.html>

3. ご意見の提出先

ご意見は、書面により、内閣官房知的財産戦略推進事務局宛にご提出ください。

(電子メール)

こちら(意見提出様式)に必要事項を記入の上、送信してください。

(郵送)

〒100-6011 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 11F
内閣官房知的財産戦略推進事務局

(ファックス)

03-3502-0087

(問い合わせ先電話)

03-3539-1801 (担当者: 牧、伊達、矢澤)

4. 注意事項

- (1) ご意見の提出に当たっては、氏名、職業(または所属団体)、連絡先(住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス)をご記入いただくようお願いいたします。また、FAX又は郵送でご提出いただいた場合、ご提出いただいたご意見を電子媒体でも提出していただくようお願いすることがあります。
- (2) 書式は自由です。ただし、日本語でお願いします。また、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使わないようにお願いします。
- (3) ご意見の取扱いについては、以下の点をあらかじめご了承ください。
 - ア) ご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開する可能性があります。なお、取りまとめの関係上、ご意見は概要または集約した形で公開させていただきます。
 - イ) ご意見に対する個別の回答は致しかねます。
 - ウ) 電話でのご意見の表明等には応じかねます。

以上